

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年11月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101002号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100118号

第1 結論

請求者のA社における平成30年11月1日から平成31年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年11月から平成31年1月までの標準報酬月額については、26万円から36万円とする。

平成30年11月から平成31年1月までの訂正後の標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年11月1日から平成31年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、36万円であることが認められる。

また、オンライン記録によると、請求者のA社に係る標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、事業主から、請求期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和3年3月5日に、平成30年9月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されたことから、請求期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正後の標準報酬月額(36万円)は保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

一方、オンライン記録により、事業主は請求者に係る厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく産前産後休業期間中(平成30年*月*日から平成31年*月*日まで)における厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

また、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴

収は行わない旨定められていることから、請求期間の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要であり、その額は、オンライン記録において確認できる平成30年10月の標準報酬月額から、36万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100178号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100036号

第1 結論

平成17年*月から平成20年3月までの請求期間については、国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年*月から平成20年3月まで

私は、平成17年*月に20歳となり国民年金に加入してから大学を卒業する平成21年3月までの期間の国民年金保険料については、平成17年*月に当時居住していたA市の市役所で学生納付特例の申請手続を行った。

請求期間の国民年金保険料が学生納付特例と記録されておらず、未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成17年*月に当時居住していたA市の市役所において、請求期間を含めた平成17年*月から平成21年3月までの期間に係る学生納付特例制度による国民年金保険料の納付猶予の申請(以下「学生納付特例の申請」という。)を行った旨主張及び回答している。

しかしながら、請求者に係る戸籍附票によると、平成17年*月時点の請求者の住所はB市にあり、A市には平成19年6月8日を住定日として住民登録を行っていたことが確認できる。ところ、学生納付特例の申請書は、申請者の住所地の市区役所・町村役場又は社会保険事務所(当時)へ提出することとされており、請求者は、住民登録のないA市において申請手続を行うことはできない。

また、請求者は、学生納付特例期間と記録されている請求期間直後の平成20年4月から平成21年3月までの期間を含め、申請期間の保険料が納付猶予と承認されたことをどのように知り得たか記憶していないと回答している。

なお、請求期間当時の学生納付特例制度では、平成17年*月から平成21年3月までの期間について学生納付特例の申請を一括で行うことはできない上、学生納付特例期間として記録されている請求期間直後の平成20年4月から平成21年3月までの期間については、オンライン記録によると、請求者は平成21年3月17日付けで当該期間に係る学生納付特例の申請を行っ

ていたことが確認できる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料はなく、請求期間の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100898号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100037号

第1 結論

昭和57年*月から昭和59年12月までの請求期間及び昭和60年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年*月から昭和59年12月まで
② 昭和60年4月から昭和61年3月まで

私の母は大変しっかりした人だったので、私が成人してすぐに、国民年金の加入を勧められて、私が手続を行ったと思う。当時、私は学生だったので、もしかしたら母が代わりに手続してくれた可能性もある。保険料納付については、私が学生の間は母が納付してくれていたと思うし、その後は自分で、口座振替で保険料を納付していたと思うが、母から納付を引き継いだ時期については覚えていない。調査の上、請求期間の記録を保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、成人を迎えた昭和57年*月頃に、自身か母親が、国民年金の加入手続を行ったと思う旨主張しているが、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得日を昭和58年4月1日とする入力処理が昭和62年3月23日に行われていることから、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、同年3月頃に払い出されたことが推認でき、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、請求者の主張と符合しない。

また、当該加入手続時点において、請求期間①のうち昭和58年4月から昭和59年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求者は、請求期間①のうち昭和57年*月から昭和58年3月までは短期大学の学生であったと陳述しているところ、当時、短期大学の学生は、本人の申出により国民年金の任意加入被保険者となることができたが、任意加入被保険者の資格取得年月日は、その申出日とされており、制度上、請求者は、上記加入手続時点では、請求期間①のうち学生であったとする昭和57年*月から昭和58年3月までの期間については、遡って被保険者となることはできず、国民年金の未加入期間であるこ

とから、国民年金保険料を納付することができない。

一方、請求期間②の保険料については、当該加入手続時点において過年度納付が可能であり、請求期間②直前の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は納付済みである。

しかしながら、請求者は成人してすぐに国民年金の加入手続を行ったと思う旨主張しており、請求期間②の保険料を過年度納付したとは主張していない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索及び縦覧検索並びに社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対して上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求者の母親は既に亡くなっていることから、母親から、請求者に係る国民年金の加入手続状況及び請求者の国民年金保険料納付状況について証言を得ることができないほか、請求者は、加入手続について、自身で加入手続を行った又、母親が手続してくれた可能性もあるとし、保険料納付について、学生の期間は母親が保険料を納付してくれていたと思うとし、その後は口座振替で、自身で保険料を納付していたと思うが、母親から保険料納付を引き継いだ時期については覚えていないと陳述しており、いずれも記憶が明確でない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100588 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100116 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 3 月 20 日から同年 5 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているので、保険給付の対象となる記録にしてほしい。

第 3 判断の理由

B 厚生年金基金及び C 健康保険組合の加入記録並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、A 社に係る請求者の雇用保険と厚生年金保険の資格取得年月日は一致していることが確認できる。

また、オンライン記録により、請求期間は国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

さらに、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる貸金台帳等の資料は保有していない旨及び請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否か不明である旨回答している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100783号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100117号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年12月下旬頃から平成2年9月1日まで

A社に勤務していた請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。間違いなく同社に勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社において工事部事務及び営業事務に従事していた旨主張しているところ、オンライン記録により、同社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる20人並びに請求者が同僚として氏名を挙げた3人及び姓のみを記憶する8人のうち、連絡先が判明した21人に照会し、7人から回答があったが、6人は請求者を記憶しておらず、一人は、請求者の氏名は記憶しているものの、請求者の業務について請求者の主張する業務と一致していないことから、請求者の同社における勤務を確認することができない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、請求者が記憶する同僚11人のうちの8人については、請求期間に、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、複数の従業員が記憶する社員数は、同社の厚生年金保険被保険者数よりも多く、厚生年金保険に加入していない従業員がいた旨の回答もあることから、同社においては、従業員のすべてを厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。